



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和4年度の国民健康保険料及び介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料及び介護保険料の減免について、令和3年度に引き続き、国の財政支援に基づいて減免を行います。

なお、後期高齢者医療保険料についても、広島県後期高齢者医療広域連合において、同様の減免が行われます。

1 保険料の減免の対象となる方

(1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料の **全額減免**

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入又は山林収入の減少（令和4年の収入見込額が令和3年の収入額に比べて10分の3以上減少）が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険料の **全部又は一部を減免※**
ただし、世帯の主たる生計維持者の所得による制限があります。

※減免の額は、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額、世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額等により異なります。

2 令和4年度分の保険料の減免の対象となる期間

令和4年度の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

3 広報

市ホームページ及び市政だより8月号（令和4年7月10日発行号）
令和4年7月送付の各保険料の納入通知書に案内を同封

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料（令和4年度分）の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険料の全額又は一部を減額**

※保険料が減免される具体的な要件（次の要件すべてに該当）

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入の種類ごとにみた令和4年の収入のいずれかが、令和3年に比べて **10分の3以上減少する見込み**であること。
- (2) 令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

注：申請にあたっては、収入及び給付金等の支払金額を証明する書類が必要となります。国からの通知等により、内容が変更となる場合があります。

- **保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A×B / C) に、前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D) をかけた金額です。**

減免対象の保険料額 (A×B / C)

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額
C:世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- | | |
|--------------|-------------|
| 300万円以下の場合 | ：全部(10分の10) |
| 400万円以下の場合 | ：10分の8 |
| 550万円以下の場合 | ：10分の6 |
| 750万円以下の場合 | ：10分の4 |
| 1,000万円以下の場合 | ：10分の2 |

※ 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除

- **減免の対象となる保険料**

令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）がある保険料

※令和3年度（令和4年3月分以前）の保険料減免の条件等は、保険年金課にご確認ください。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、呉市保険年金課にお問い合わせ下さい。

呉市 保険年金課 国保保険料グループ

電話：0823-25-3153 メールアドレス：hoken@city.kure.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しております。

HP: www.city.kure.lg.jp（「呉市 国保 コロナ」で検索）



呉市ホームページリンク

介護保険の第1号被保険者 (65歳以上)の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の
収入減少(注1)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険料の一部を減額**

注1：保険料が一部減額される具体的な要件（次の要件すべてに該当）

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入の種類ごとに見た令和4年の収入のいずれかが、令和3年に比べて**10分の3以上減少する見込み**であること。
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**保険料の減免額**は、**減免対象保険料** ($A \times B/C$) に、**令和3年の合計所得金額**(注2)に応じた**減免割合** (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 ($A \times B/C$)

- A:当該被保険者の保険料額
B:被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額
C:被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 210万円以下の場合：全部(10分の10)
210万円を超える場合：10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除

注2：平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額

○減免の対象となる保険料

令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付支給日）がある保険料

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、
呉市介護保険課にお問い合わせ下さい。

呉市 介護保険課 介護保険料グループ

電話：0823-25-3176 メールアドレス：kaigo@city.kure.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しております。

HP: www.city.kure.lg.jp（「呉市 介護 コロナ」で検索）



呉市ホームページリンク

後期高齢者医療の被保険者の皆様へ（令和4年度分）

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者（◇）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（◇）の収入減少（※）が見込まれる世帯の方
⇒ **保険料の全額又は一部を減免**

◇世帯の主たる生計維持者とは、世帯主または後期高齢者医療制度の被保険者に限ります。

※保険料が一部減免される具体的な要件（次の要件すべてに該当）

世帯の主たる生計維持者について

- （1）事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入の種類ごとに見た令和4年の収入のいずれかが、令和3年に比べて**10分の3以上減少する見込み**であること。
- （2）令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- （3）収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

注：申請にあたっては、令和4年1月～申請月前月までの収入を証明する書類（給与明細書や帳簿等）が必要となります。

- **保険料の減免額は、減免対象保険料額（A×B / C）に、令和3年の所得の合計額に応じた減免割合（D）をかけた金額です。**

減免対象の保険料額（A×B / C）

- A:当該被保険者の保険料額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得の合計額
C:世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の所得の合計額

所得の合計額に応じた減免割合（D）

- | | |
|--------------|-------------|
| 300万円以下の場合 | ：全部(10分の10) |
| 400万円以下の場合 | ：10分の8 |
| 550万円以下の場合 | ：10分の6 |
| 750万円以下の場合 | ：10分の4 |
| 1,000万円以下の場合 | ：10分の2 |

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年の所得の合計額にかかわらず、減免割合が全部となります。

- **減免の対象となる保険料**

令和4年度分の保険料において、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、
呉市保険年金課にお問い合わせ下さい。

呉市 保険年金課 高齢者医療グループ

電話：0823-25-3156 メールアドレス：hoken@city.kure.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しております。

HP: www.city.kure.lg.jp（「呉市 後期 コロナ」で検索）



呉市ホームページリンク